

丹波並木道中央公園動く恐竜模型制作・設置業務委託仕様書

1 適用

本仕様書は、「丹波並木道中央公園動く恐竜模型制作・設置業務（以下 本業務）」に適用する。

なお、当該業務内容について疑義が生じた場合には速やかに本県監督員と協議するものとする。

本業務は設計図書、「土木設計業務等委託必携（令和2年10月兵庫県）」によるほか、本特記仕様書に従って遂行すること。

2 業務目的

本業務は、丹波並木道中央公園が「丹波地域恐竜化石フィールドミュージアム」におけるコア施設であることを踏まえ、丹波地域で発見された恐竜化石と学術的な繋がりのある動く恐竜模型の設置を行い、公園の魅力向上を図るものである。

3 事業期間

契約締結の日から令和3年6月30日（水）まで

※実際の工期は選定後の受発注者間協議によって決定する。

4 業務内容

丹波並木道中央公園は平成19年に開園し、「丹波の森構想」に基づく広域レクリエーション、都市と農村の交流及び地域活性化の拠点となる丹波地域初の広域公園として利用されている。

動く恐竜模型は、丹波地域恐竜化石フィールドミュージアムのコア施設としての利用を促進し、恐竜化石発見地の情報発信拠点とするため、丹波並木道中央公園の新たな歴史・文化を継承する機能として設置する。

また、県立都市公園を活用した情報発信拠点にふさわしい維持管理方法の検討を行う。

5 業務仕様

当該業務における動く恐竜模型の設計仕様は次のとおりとする。

恐竜種類	ティラノサウルス	トリケラトプス
設置個数	1体	1体
規格 (L×W×H)	5.0m×1.5m×2.5m程度	
動作	少なくとも顔、口、首、手、尻尾が稼働すること。	少なくとも顔、口、首、尻尾が稼働すること。
制御	センサーやタイマーなどで動作制御が可能であること。	
構造	屋外設置のための耐候性を有すること。	
電源	家庭用電源で可動すること。	
音源	内蔵スピーカー又は外付スピーカーにて恐竜の鳴き声が再生できること。	

6 管理技術者の設置

管理技術者（担当技術者）は材料選定、制作設置、管理運営方法、維持管理方法についての的確に説明できるものでなければならない。

7 成果物

本業務の成果物は次のとおりとする。ただし、企画提案の内容により変更する場合がある。

- ① 制作設置による構造物
- ② 操作マニュアル、メンテナンスマニュアル
CD、DVDなどデジタルメディアに収録
- ③ その他
施工上の工程管理、安全管理、写真管理、出来形管理に関する資料

8 業務実施上の留意点

本業務の実施に際して次の事項に留意すること。

- ① 本業務の契約相手方に選定された者（以下「当選者」という。）は、業務の契約締結後遅滞なく、当選者が提案した企画提案書をもとに実施す

- る業務の詳細について当所と協議の上業務計画書を制作し、業務開始時までに当所に提出する。
- ② 当選者は、業務の終了後、成果物を添えて完了報告書を当所に提出する。
 - ③ 当選者は、やむを得ない事情により業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を当所に連絡しその指示に従う。
 - ④ 本業務で得られた著作物等の成果等（著作権含む）については、当所に帰属するものとする。
また、第三者が権利を有する著作権については、当選者が業務履行に関わるすべての著作権について利用承諾を得ることとし、そのために必要となる利用承諾手続きは当選者が行い、利用承諾に必要な費用は本業務に含むものとする。
 - ⑤ 当選者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は当所と協議し、その指示に従う。

9 制作設置上の留意点

本業務の実施に際して次の事項に留意すること。

- ① 出来形数量の提出
受注者は、制作及び設置の進捗に応じて、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出するものとする。また、これとは別に監督員が指示する場合は、その期日までに監督員に提出するものとする。
- ② 業務写真
 - ア 業務写真等の成果品は、「デジタル写真管理情報基準」に準拠して、写真ファイルを作成すること。デジタル写真の撮影にあたっては、有効画素数 100 万画素を標準とし、黒板の文字等の内容が判読できる制度を確保するものとする。また、記録形式は JPEG とし、圧縮率（撮影モード）については、圧縮率 0%（非圧縮に相当するモード）を基本とする。なお、これにより難しい場合は、発注者と協議の上決定する。
 - イ 「デジタル写真管理情報基準」では、「写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。」となっているが、本県では、発注者の承諾を得た場合、サイズの変更、回転、パノラマ、全体の明るさの補正のみ認めるものとする。
 - ウ 電子納品の対象は、本県の定める「写真管理基準(案)」により、提出が求められる写真のみとし、同時に紙媒体でも提出することができるが、紙媒体の提出の有無については、事前に受発注者間で協議し、取り決めておくものとする。

③ 運搬設置作業

運搬設置作業にあつては周辺の安全対策に留意するとともに、事前に周辺に及ぼす影響について十分検討を行い、設置するものとする。